

●香川県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年11月14日から同年12月5日まで一般の縦覧に供する。

平成26年11月14日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 込野観音寺線（6号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市山本町河内字轟口1905番1 地先から 三豊市山本町河内字轟口1977番2 地先まで	6.7~25.2	181	平成13年香川県告示第799 号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成26年11月14日